

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 山末
日 時	令和2年3月6日(金曜日)		開 議 午前 10 時 00 分 閉 議 午後 0 時 21 分
出席委員	◎並河 ○大塚 長澤 富谷 平本 三宅 小松 西口 (齊藤議長)		
理事者 出席者	【環境市民部】 由良部長 [環境政策課] 山内課長、大倉環境保全担当課長		
事務局	山内事務局長、山末主査		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 3名	議員11名 (三上、山本、木村、赤坂、松山、 小川、奥野、福井、藤本、木曾、菱田)

会 議 の 概 要

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

[理事者入室] 環境市民部

(1) 第47号議案 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定 について

<環境市民部長>

(あいさつ)

<環境政策課長>

(資料に基づき説明)

～10:26

[質疑]

<三宅委員>

亀岡商工会議所からの意見提言書の「レジ袋の在庫の扱いについて検討されたい。」という意見に対して、転用方法を考えており、買い取りは行わないとのことであるが、これについて、詳しく説明願いたい。

<環境政策課長>

レジ袋の在庫については、施行日が決定した段階で在庫調整をしていただきたいと考えている。各店舗によって抱えている在庫の量やレジ袋の単価、調達方法などが異なっていることから、一括して補填することは難しい旨の説明を行っている。処

分するにも費用がかかるため、例えば、市に処分するレジ袋を提供いただき、有効活用ができる場所とのマッチングを図っていくことも1つの方法であると考えている。

<三宅委員>

在庫の調整をお願いしたいという話があったが、プラスチック製レジ袋は単価が安いので、かなりの枚数を買っている場合がある。先日の意見交換会では、100万枚の在庫を抱えているところもあるという話だった。これだけの在庫があれば、8月までに使いきることが到底できない。また、環境先進都市かめおか協議会の中で、7月末までに使い切ることが事業者の責任ではないかというような副会長の発言があったが、事業者からすれば、7月末までに使い切るという発想が理解できない。具体的な対策がない中で進めることは難しいと思う。

<環境市民部長>

現在、買い取りは考えていないが、保育所や介護施設等において有効活用ができないかということなどを模索し、在庫の状況も把握する中で整理していきたいと思う。

<小松委員>

買い取りは考えていないとのことだが、無償で提供いただくのか。

<環境市民部長>

そのとおりである。処分することが困難な場合に、市で預かるということである。

<西口委員>

執行部は8月1日の施行に向けて進めていると思うが、代替紙袋の共同購入の仕組みづくり等の状況に応じて施行期日を変更する柔軟性は持っているのか。

<環境政策課長>

施行期日の決定に当たっては、議会の意見をしっかりと尊重していきたいと考えている。

<西口委員>

国において実施するレジ袋の有料化が7月から施行される。また、ポイ捨て等禁止条例についても8月から施行されることとなっている。当条例の施行期日は、準備期間として、それから2～3カ月程度の期間が必要ではないかと考えている。これについての見解は。

<環境市民部長>

施行期日は、条例には規定せず、施行規則において市長が定めることとしている。議会の意向を尊重する中で決定していききたい。

<西口委員>

この件については慎重に進めていく必要があると考える。私は、少なくともポイ捨て等禁止条例の施行期日である8月1日から3カ月後、国のレジ袋有料化から4カ月後に施行することを担保してもらいたいと思っている。また、紙袋の共同購入については、できるだけ手厚い補助をお願いしたい。マイバッグの持参率が80%を超えているが、残りの20%の人に対する周知が非常に重要である。また、議会としても工程表どおりに進んでいるのかを検証し、工程表どおりに進んでいるのかが絶対条件であると考えている。もし、それができていなければ、さらなる延期も含めて柔軟に対応するようお願いしたいと考えるがどうか。

<環境市民部長>

議会、市民、事業者等のいろいろな意見をいただく中で、工程表の内容を確実に進めるように努めたい。常任委員会でその都度報告していききたい。

<西口委員>

市外から亀岡に訪れた買い物客に対しても理解が得られる効果的な対策を講じていただきたいと考えるが、これについての所見は。

<環境政策課長>

各店舗への掲示や保津川下りやトロッコ列車等の観光産業とも連携し、そういった窓口に表示していくことも1つの方法だと思う。亀岡がそういう町であるということをしかりとアピールすることにより、ブランド力を向上させるチャンスとなることも考えられると思う。

<平本委員>

第7条で定める市の支援について、具体的な内容は。

<環境政策課長>

代替紙袋の調達に対する支援や、事業者の環境に配慮した取り組みを広報媒体によりPRするなどしたい。

<平本委員>

事業者は営利目的で商売をされている。亀岡市として紙袋の共同購入等の支援を行うとのことだが、どこまで関与し、支援していくのか。

<環境政策課長>

現段階で補助率までは言及できないが、市、事業者、市民の応分の負担を考慮しながら行う必要があると考える。

<平本委員>

エコバッグを持ってきた人に対する何らかのメリットがなければエコバッグ持参率100%を達成するのは難しいと考えるのだが、これについての考えは。

<環境政策課長>

制度としては設けていないが、今後、事業者において販売促進活動の一環として、エコバッグ持参者にポイントを付与すること等を検討いただきながら、それに対するPRを行うことも1つの方法だと思う。

<平本委員>

専用フリーダイヤルの設置について、先日の事業者との意見交換会の中で、コンビニでは夜間のトラブルを非常に懸念されていた。今後、環境政策課で対応していくとのことだが、夜間対応はできないと思う。また、平時の業務を行いながら、担当課だけで対応していくのは負担が大きいと思う。以前に全庁的に取り組んでいくという話があったが、担当課だけに負担がかかっているように感じる。全庁での取り組みと夜間対応の考えは。

<環境市民部長>

フリーダイヤルについては、これから動き出していくことであるので、状況を見ながら対応していきたい。庁内連携についても、状況を見て、担当課だけで対応できない場合は全庁的に対応していかなければならないと考える。

<環境政策課長>

先日、全職員を対象に説明会を行った。一定の共通認識は共有できていると考える。そういったことを積み重ねながら全庁体制で取り組んでいきたい。また、夜間対応について、担当課や警備員で対応するのは難しいため、亀岡警察署等の関係機関との連携を密にしながら対応していく必要もあると思う。

<富谷委員>

代替紙袋について、現在、レジ袋が有料化されているのは亀岡市内でもわずかだと思う。コンビニや薬局等、有料化が実施されていないところでは、どれぐらいの紙袋が必要となるのかわからないと思う。まずはマイバッグ持参率100%に向けた

取り組みを着実に行うべきだと思う。また、施行期日については、いつにするのかを明らかにした中で議決したいと考えるのだが、施行期日はいつ頃を考えているのか。

<環境市民部長>

施行期日については、議会での議論や意見を尊重しながら、なるべく早い時期に施行規則の中で定めたいと考えている。

<富谷委員>

代替袋については、紙袋だけで事足りると考えているのか。

<環境政策課長>

紙袋がまずは1つだが、世界認証が取得できるような生分解性の袋が7月頃の販売開始を目途に進んでいる。しかし、生分解性の袋であっても環境への影響が懸念されるため、積極的に導入するよりもマイバッグ持参率向上に向けて進めていきたい。また、商品によってはどうしてもプラスチック製のレジ袋が必要になることもあるので、今後も情報収集に努めたい。

<富谷委員>

7月以降に国の施策によりレジ袋の有料化が実施されるが、亀岡市では提供禁止となるため制度が複雑となる。そのあたりの周知の考えは。

<環境政策課長>

国においては、バイオマスプラスチックの含有量が25%以上のものは有料化の対象外であり、厚さが50マイクロメートル以上のものについても、再利用されるのではないかということで、対象外となっている。亀岡市においてはそれらについても全て禁止となる。そのような違いについては啓発を行っていく必要がある。バイオマスプラスチックの含有量が25%であるなど、要件を満たしていても有料化を実施する企業もあると聞いているので、企業のスタンスによっても変わってくる部分がある。

<富谷委員>

国の有料化や代替袋の状況を見る中で施行期日を決定してもらえればと思う。要望である。

<長澤委員>

表彰について、特別に環境の保全に寄与している事業者を狭く表彰するという方法もあれば、取り組みを行っていただいている店を広くPRするという方法もあると思うが、どのように考えているのか。

<環境政策課長>

台湾等では、店の前に環境に配慮した店であるということを表示している。それが表彰と言えるのかどうかはわからないが、しっかりと店の後押しになるような形にしたい。

<長澤委員>

代替袋の調達について、調達事業者の決定を4月に予定しているが、注文から3カ月程度で調達できる事業者は見つかりそうなのか。

<環境政策課長>

亀岡商工会議所とも調整を図っているが、期日に間に合うように努めたい。

<長澤委員>

施行期日について、ポスターの掲出や代替品の調達等は目に見えてわかりやすいが、事業者が不安に思われていることは、市民に周知され、浸透しているのかという部分である。現在の条例案では施行期日を市長の判断に委ねてしまうこととなるため、

非常に不安に考えているのだが、これについてはどうか。

<環境市民部長>

議会の意向を十分に反映する中で施行期日を決定していきたい。

<長澤委員>

施行期日を市長の判断に委ねることに不安を感じている。この後の委員間討議において検討したいと思う。

<環境政策課長>

議会での意見をしっかりと尊重していきたい。事業者は消費者の動向をととても気にされている。市と事業者と市民が協力関係を持って進めていくことが本当に大事であると考えている。これまで、消費者にしっかりと理解していただくという思いを持って住民説明会を開催してきた。今後も市としてできる限りの支援・広報を考えていきたい。

<長澤委員>

事業者のことを考えると、マイバッグを小売店やコンビニに常備することを支援できないかと思う。また、コンビニにおいて夜間に買い物客とのトラブルが起こった場合に、やむを得ずプラスチック製レジ袋を渡してしまう場合もあると思う。そういうことにも考慮した運用が必要と考えるがどうか。

<環境政策課長>

状況を見ながら適切に対応していきたいと思う。エコバッグへの支援について、いろいろな調査を行っている、各家庭にたくさんのエコバッグが眠っている。環境事業公社では、それを掘り起こしてエコバッグシェアという取り組みを行っている。そのような取り組みを仕組みとして広げていければと考えている。

<三宅委員>

代替紙袋の共同購入の仕組みづくりについて、7月に配付できるような日程となっている。亀岡商工会議所が取りまとめるとのことだが、未加入の事業者もある中で、どのように取りまとめるのか。

<環境政策課長>

現在、協議を進めている。会員以外の事業者についても取りまとめをお願いしたいと考えており、亀岡市としても協力体制を構築しながら取りまとめていく必要があると思う。

<三宅委員>

会員以外の事業者も取りまとめることとなった場合、より時間がかかることは明白である。4月から開始して6月に発注することはできないのではないかと考えている。それらの進捗状況により、条例の施行期日は来年になることも考えられる。国の有料化との兼ね合いもあり、拙速に進める必要はないと思う。しっかりとしたスケジュールを持って施行期日を決定しなければならないと考えるがどうか。

<環境市民部長>

施行期日については、今後の計画の進捗状況や議会での意見を十分に尊重する中で決定していきたい。

<小松委員>

私も三宅委員と同じ考えであり、延期すべきだと思う。国の施策による有料化が7月から開始され、その1カ月後に提供禁止する必要があるのかという思いがある。また、共同購入についても、現在、新型コロナウイルスで大変な状況である。店も大変だが、紙袋を製造する工場も大変かもしれない。いろいろな部分でマイナスの要素があるため、当初の予定どおりには進まないのではないかと考える。店側も、

これだけ大変な時に在庫の処分に対して時間とお金をかける余裕がない。すぐに終息すればよいが、終息するとは思えないので、大幅に延期すべきではないか。また、観光客等に対する対応について、今年オリンピックの開催が予定されており、大河ドラマ館もオープンしているため、新型コロナウイルスが終息すれば観光客も増えると思う。そういうことを考えると、亀岡市民は理解しているかもしれないが、外国人観光客が大量に訪れた場合、トラブルが多発すると思う。そういったことによって事業者の負担が増えた場合、事業者にとっては損失である。その損失を市が補填してくれるのかという話になってもおかしくないのではないか。また、エコバッグのシェアについても、新型コロナウイルスの影響により、シェアをすることができないと思う。そこまで考えて進めていかなければならない。私は翌年の1月以降に施行すべきであると考えている。

<大塚副委員長>

しっかりとした準備が必要であり、事業者の不安を解消していくことが大事なので、工程表に沿って進めていってほしい。

<平本委員>

説明の中で、マツモト荒塚店において試験的な取り組みをされているという話があったが、どのような内容なのか。

<環境政策課長>

マツモトにおいては、世界的な情勢を踏まえ、プラスチック製レジ袋は配付しないという方向性を持つ中で、荒塚店で3月17日から紙袋の実験を始めると聞いている。

<平本委員>

これは、マツモトが単独で行うのか。亀岡市が関与し、データの集計等も行うのか。

<環境政策課長>

企業としての取り組みであり、亀岡市が関与するものではない。しかしながら、協定を締結していることもあり、どれだけレジ袋が削減されたのかについて、データの分析は協力したいと考えている。

<平本委員>

亀岡市も積極的に関与し、データを分析していくべきであると考えてるので、検討したい。また、審査会の組織について、環境に意識の高い人ばかりが委員になってしまうと、公平性の観点からアンバランスになってしまうのではないかと懸念するのだが、どのように考えているのか。

<環境政策課長>

詳細については、ある程度固まった段階で当委員会に報告したいと考えているが、たくさんの委員で構成するような組織ではないと考えている。5名程度で偏りがなく、地方行政に幅広い知見を持っている人で構成していきたい。

<平本委員>

附則の部分に検討の規定があるが、どのような検討を行うのか。

<環境政策課長>

具体的な仕組みはないが、条例施行後1年を経過した段階で、消費者及び事業者の意識調査等を行っていききたいと考えている。

<平本委員>

事業者も市民も不安を持っている。事業者と市民のどちらにもデメリットがないということがわかった上でなければ、この事業に理解をいただくことは不可能であると考えてるので、全力で取り組んでいただきたい。要望である。

<長澤委員>

国の施策による有料化が7月から開始されるが、それに従わなかった場合のペナルティは。

<環境市民部長>

細かな情報は把握していないが、情報収集に努めていきたい。

<大塚副委員長>

現在、有料化の協定を結んでいないような大型店に対してはどのように対応しているのか。

<環境政策課長>

条例化すると、協定の有無にかかわらず一律に規制することとなる。Q&Aの配付等により広報を進めることによって情報共有を図り、まちのルールとして啓発していきたい。

<大塚副委員長>

従わない場合は、指導及び助言や勧告等を経て、公表を行うということか。

<環境政策課長>

そうである。指導及び助言や立ち入り調査、勧告に従わない場合に、審査会の判断により公表を行うものである。法令上は罰則ではないが、事実上のペナルティとなるので、慎重に対応していきたい。

<西口委員>

議会として工程表のとおりに進んでいるのかどうかを検証し、議会の意思を十分に尊重する中で施行期日を決定してもらえるのか。

<環境市民部長>

そうである。議会での議論を尊重して施行期日を決定していきたい。また、スケジュールどおりに事業が進むよう取り組んでいきたい。

<長澤委員>

公表の規定について、当初の条例案では、条例の施行期日とは別に公表に係る規定の施行期日を設けていたが、その考え方は現在も持っているのか。

<環境市民部長>

そのあたりも含めて今後決定していきたい。

<長澤委員>

レジ袋の提供禁止に取り組んでもらえるところと取り組んでもらえないところとの公平性の話がこれまでからあったが、公表するのではなく、取り組んでいる店をPRして激励することにより公平性を保つことができるのではないかと。

<環境政策課長>

我々も同じ考えである。亀岡市のHP等においても、取り組んでいただいている店舗を取材し、広報している。今後もそのようなスタンスで進めていきたい。

<並河委員長>

環境が整ってから条例を施行すべきとの意見もある。商店街のそれぞれの店舗等、小さな店は薄利多売であり、消費増税や新型コロナウイルスの問題で客足が落ちている中で、商売が続けられるのかどうかさえ不安に思っているところもあると思う。大型店や商業団体だけでなく、小さな店や商店街に行って話を聞いているのか。

<環境政策課長>

市内の全ての小売店には行けていない。各店舗により店の形態が異なるため、課題もそれぞれだと思う。商業者や市民に負担を強いる部分はあるが、理解をいただけるよう可能な範囲で話をしてきたところである。

<並河委員長>

公表については、皆の意識が高まれば違反者も少なくなってくると考えるので、必要ないのではないか。

<環境政策課長>

公表することが目的ではなく、抑止力になればと考えている。市、事業者、市民が一体となって環境先進都市を目指して進めていきたい。

<平本委員>

公表については、柔軟性を持って対応いただけるのか。確認する。

<環境政策課長>

段階的な部分も含めて柔軟に進めていきたい。理念条例ではなく、一定のルールとして定めていくという意味での規定であると考えている。

<三宅委員>

附則の検討の部分で、「必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とあるが、条例を改正するということか。

<環境市民部長>

そういうこともあり得る。

～ 1 1 : 4 6

[委員間討議]

<並河委員長>

それでは、環境市民部に同席いただく中で委員間討議を行う。意見はあるか。

<大塚副委員長>

小松委員の質疑において、新型コロナウイルスの影響等を考慮して、施行期日を遅らせるべきではないかという意見があったが、私は、工程表に従って進めてもらい、ある程度目途が立てば、ポイ捨て等禁止条例の施行から3カ月後に施行してはどうかと考える。また、外国人観光客等、市外からの訪れる人への対応ができないという意見があった。しかし、外国においては日本よりも先進的であり、レジ袋を持たず、エコバッグが定着しているのが現状であるので、あまり混乱しないのではないかと考える。市外から訪れる観光客等に対しても、亀岡市の取り組みをPRできる絶好の機会になると思う。

<三宅委員>

環境先進都市かめおか協議会の議事録を読んでいると、環境についての話し合いはとても積極的に行われている。しかし、商業者からの意見が採用されるような内容になっていない。商業者が発言されると、環境問題に詳しい人が発言して進んでいく。先日、協議会に参加している商業者の方と話をする機会があったのだが、もう会議では発言をする気がないとのことであった。商業者は話をしても通用しないと思っている。我々は、これまで執行部からの資料や説明に基づいて議論を重ねてきたが、2月28日に開催した意見交換会において、事業者からの意見を聞き、これまでの説明と大きな乖離があると感じた。工程表を見ていると8月に施行したいと考えているのだと思うが、新型コロナウイルスの影響等により、これが予定どおりに進んでいくとは到底思えない。6月末の時点で代替紙袋の発注ができているのであれば8月からの施行でよいかもしれないが、現段階で条例を可決し、8月に施行することとしたにも関わらず、予定どおりに進捗せずに行き送ることとなったら格好悪いと思う。条例はもう少し後に可決してもよいと思う。

<小松委員>

対外的に亀岡市のPRになることは間違いないと思う。外国人が日本に観光に来るときには、レジ袋があると思って来ているのではないかと思う。確かにヨーロッパでは進んでいるが、他の地域で進んでいるのかもわからない。そういったことも考えると、拙速に進めるのではなく、もう少し慎重に進めていくべきだと思う。

<長澤委員>

条例の施行期日を遅らせることとした場合、3月議会で議案を議決するのではなく、6月議会で議決することとしてもよいと思う。また、条例案の修正も含めて検討すればよいと思う。

<並河委員長>

条例を修正することはできるのか。

<事務局長>

調べてみなければわからないが、予算案についてはこれまでからも修正案を提出いただいている。

<西口委員>

工程表が出てきたことは非常に評価している。私は、議会として工程表に記載された取り組みが確実に実施されていることを確認することを条例施行の絶対条件にすべきと考えている。本議案については、附帯決議を付すこととしたいと考えている。これについては、後ほど議論したい。

<富谷委員>

施行期日を市長が別に定めることとしていることに不安を感じている。議会の意見を十分に尊重するとの答弁はあったが、議会の意見が反映されるという担保はない。3月議会では継続審査とし、今後の進捗状況を見る中で議決していきたいと考えている。

<平本委員>

8月に施行することについては、明らかに拙速だと思う。事業者も市民も条文に不安を感じているのではなく、進め方について懸念しているのだと思う。今後、説明をしっかりと行い、混乱を小さくしていく努力が必要であると考えている。そのため、施行期日を延期し、しっかりと周知・啓発に努めるべきだと思う。公表の規定についてももう少し議論が必要だと思う。

<長澤委員>

条例の施行後1年を経過した段階で検討を行うとのことだが、公表の規定については、その段階でその規定が必要なのかどうかも含めて検討すべきではないかと思う。

<大塚副委員長>

先ほど、環境先進都市かめおか協議会についての話があった。確かに商業者からのいろいろな意見はあると思うが、商業者の中には、否定的な意見だけでなく、前向きな意見もある。この協議会以外にもいろいろな会議や説明会をたくさん開催してきた中でこの条例案が提案されている。そのあたりも踏まえながら検討していきたい。

<事務局長>

先ほどの修正案の件について、条例案についても修正案を提出することは可能だが、長に専属するような内容については修正できない。予算についても、減額は可能だが、増額は難しい。修正の内容により判断することとなる。

<長澤委員>

附帯決議を行う場合、そこに盛り込みたい内容は委員の中である程度一致していると思う。しかし、附帯決議には法的拘束力がないため、条例の体系を損なわない範

困で修正し、議会としての意見を反映することも1つの方法であると考えている。

<三宅委員>

附帯決議の内容が実施できなかった場合はどうするのか。

<西口委員>

附帯決議は大変重いものである。執行部には附帯決議の内容を尊重し、努力してもらわなければならない。

<長澤委員>

施行期日を早く決めたいということだが、施行日を早く決めることは工程表どおりに進むのかどうかの見極めができない状態で判断することになってしまう。また、工程表についても、ここに記載されている内容は、事業者の理解や熟成ということを見ると、必要条件であり十分条件ではないと考えている。

<富谷委員>

7月1日の有料化の開始により、市民の意識も大きく変わってくると思う。その頃には代替袋の方向性も固まってくるのではないか。現段階で施行期日が大幅に延期するような条例を制定することは難しいのではないかと考えている。

<大塚副委員長>

長澤委員に聞きたいのだが、条例を修正する場合、どのような内容を考えているのか。

<長澤委員>

今後、検討していきたいが、例えば、施行期日を規則で定めることとするのではなく、「〇年〇月以降で別に規則で定める日」とすることも1つだと思う。また、事業者の責務のところ、義務規定となっている部分を当面の間は努力義務にしてはどうかとも考えている。

～12:20

[理事者退室]

4 その他

<並河委員長>

今回は3月9日午前10時から、補正予算に係る議案について、委員長報告の確認を行う。午後からは条例の審査等を行う。

散会 ～12:21